

## 「外国在学猶予」事由による返還期限猶予の願い出について

### 【外国在学猶予に該当する条件】

- 外国在学猶予に該当する条件は、「大学・大学院の正規の課程（学位取得課程）に在学」、もしくは「大学、大学院以外の学校に在学中の場合に同一学校に継続して9か月以上在籍すること」が証明書により確認できる場合です。
  - 証明書には以下の内容を明記してもらってください。
    - ・在籍する期間（入学年月●●年●●月～卒業予定年月▲▲年▲▲月）
    - ・在籍しているプログラム（取得する学位（博士・修士・学士・準学士）またはコース等）
- 外国の語学学校又は大学の短期間（9か月未満）の語学研修コース等については、一般猶予（取得年数10年制限あり）で申請してください。

### 【猶予希望期間における申請時期別の必要書類】

申請時期	必要書類	備考
入学前に申請	① 「奨学金返還期限猶予願」と 外国学校発行の <b>入学許可書(コピー・日本語訳)</b> と <b>ビザのコピー</b>	・猶予の適用期間は入学月～6か月 ・まだ入学前であるため、在学証明書が取得できない場合の取り扱いです ・アメリカの「Form I-20」は入学許可書及びビザとして扱います
入学後に申請	② 「奨学金返還期限猶予願」と 外国学校発行の <b>在学証明書(コピー・日本語訳)</b> と <b>ビザのコピー(注1)</b>	・在学証明書書例文(英文・日本語訳)はHPからダウンロードできます ・(注1)平成26年4月から一部変更しています
	③ 「奨学金返還期限猶予願」と 外国学校発行の <b>履修登録書等(コピー・日本語訳)</b> と <b>ビザのコピー</b>	・②の在学証明書が取得できない場合の取り扱いです

※「奨学金返還期限猶予願」は、奨学生ご本人がご記入ください。

### 【注意事項】

- 在学期間が1年以上であっても最大で1年間の猶予承認とし、1年ごとの願い出となります。
- 令和2年4月以降に取得可能な在学猶予取得年数が通算10年までとなりました。
- ビザは、本人名の記載のある部分と、ビザの有効期間（在学証明書に対応した有効期間）が分かる部分のコピーを提出してください。
- 永住者等により、ビザを取得する必要がない場合は、ビザの代わりに、外国人登録証、滞在許可証、永住者カードのコピーを提出してください。
- 留学先国の国籍保有者のため、ビザを取得する必要がない場合は、「奨学金返還期限猶予願」の特記事項欄に「留学先国の国籍保有者のためビザは不要」と記入の上、外国居住の分かるもの（レジデンスカード、ソーシャルセキュリティーカード等のコピー）を提出してください。
- 海外大学日本校(注2)または国際連合大学（大学院）に在学する場合は、ビザの提出は不要です。「奨学金返還期限猶予願」の特記事項欄に「日本国内に在学しているためビザは不要」と記入してください。

(注2) テンプル大学ジャパン、天津中医薬大学日本校、北京語言大学東京校、上海大学東京校、レイクランド大学ジャパンキャンパス、

専修学校ロシア極東大函館校、アライアント国際大学・カリフォルニア臨床心理大学院日本校、マギル大学ジャパン

- 移民局が発行するオーストラリアの CoE 及びイギリスの CAS は、ビザとして取り扱います。ただし、外国学校発行の CAS statement は入学許可書として取り扱います。
- 国内の大学等に在籍し外国に留学している場合は、「在学届」を在籍している国内の学校へ提出してください。